



平成 23 年 2 月 14 日  
株式会社シノケングループ  
代表取締役社長 篠原 英明  
( J A S D A Q ・ 8 9 0 9 )

## 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少 並びに剰余金処分に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 2 月 14 日開催の取締役会において、平成 23 年 3 月 30 日開催予定の第 21 回定時株主総会に、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金処分について承認を求める議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金処分の目的

##### (1) 業績回復と財務基盤の整備

当社グループは、平成 21 年 3 月期におきまして、金融危機や不動産市況の全般的な悪化の影響を受け、多額の損失を計上いたしました。しかしながら、平成 21 年 5 月 14 日付の当社取締役会の決議による「経営改善計画」に基づき、主力である不動産販売事業を中心とした、不動産賃貸管理事業、ファイナンス事業、LP ガス供給販売事業等に経営資源を集中するとともに、事業資金の安定確保、低コスト構造の確立、受注・仕入体制の確立、経営体制の強化の実現により、平成 21 年 12 月期において、継続企業の前提に関する注記の記載を解消し、平成 22 年 12 月期は、連結営業利益、連結経常利益、連結当期純利益のいずれにおきましても黒字を計上することができました。

当社は収益力向上に向けて企業体質の強化を図りながら、株主還元を重視していくことを経営の重要課題とし、主力事業の収益を伸張すべく邁進しております。平成 23 年 12 月期以降におきましても、当社グループ内部における連携強化や協業の展開により更なるコスト削減、グループ全体の付加価値向上、及び商品力の強化を推進することで黒字の維持向上を図る所存であります。つきましては、当社グループにおける業績回復傾向が明確になったことを機に、当社における過年度の繰越損失を一掃するとともに、今後の資本政策の柔軟性や機動性向上を目的として、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うことといたしました。

具体的な手続きといたしましては、会社法第 447 条第 1 項の規定に基づく資本金の額の減少と併せて会社法第 448 条第 1 項の規定に基づく資本準備金及び利益準備金の額の減少を行い、減少した資本金及び資本準備金につきましては「その他資本剰余金」に振替え、利益準備金につきましては「その他利益剰余金」に振替えます。さらに、振替えられた「その他資本剰余金」の一部と「別途積立金」の全額を会社法第 452 条の規定に基づき処分することで、繰越利益剰余金に計上されている損失の填補に充当いたします。

今回の手続きにおきましては、当社の財務構造が改善されるだけでなく、財務基盤が整備されることとなります。

(2) 財務基盤整備後の想定される効果

今回の財務基盤の整備は、資本政策の更なる柔軟性や機動性の向上を目的として行うものであり、その効果としては投資家による株式市場への参加を促進し、株式の流動性が確保されるとともに経営の安定化にも繋がり、引いては企業価値の向上に資するものと認識しております。

2. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の要領

資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少は、いずれも平成 23 年 3 月 30 日開催予定の第 21 回定時株主総会で、これらに関する議案が承認可決されることを条件としております。

(1) 資本金の額の減少の要領(減少すべき資本金の額)

現在の資本金の額 2,222,159,792 円のうち 1,222,159,792 円を減少して、減少後の資本金の額を 1,000,000,000 円とし、減少した資本金の額を「その他資本剰余金」に振り替えることとします。

(2) 資本準備金の額の減少の要領(減少すべき資本準備金の額)

現在の資本準備金の額 2,154,564,630 円のうち全額を減少して、減少後の資本準備金の額を 0 円とし、減少した資本準備金の額を「その他資本剰余金」に振り替えることとします。

(3) 利益準備金の額の減少の要領(減少すべき利益準備金の額)

現在の利益準備金の額 550,000 円のうち全額を減少して、減少後の利益準備金の額を 0 円とし、減少した利益準備金の額を「その他利益剰余金」に振り替えることとします。

3. 資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少の方法

資本金、資本準備金及び利益準備金の額のみを減少させ、これに伴って貸借対照表上の「純資産の部」における勘定の振替えに関する処理を行うものであります。従って、当社の純資産額に変動が生じるものではありません。

また、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少手続では発行済株式総数は変更しないため、1 株当たりの純資産額に変動は生じません。

4. 剰余金の処分の要領

上記 2. の効力が生じた後、次のとおり剰余金を処分することにより、平成 22 年 12 月 31 日現在の繰越損失を全額解消する予定であります。なお、繰越損失が全額解消された後の「その他資本剰余金」は 497,494,099 円となる予定です。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,879,230,323 円  
別途積立金 600,000,000 円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 3,479,230,323 円

5. 日程(予定)

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議日     | 平成23年2月14日(月曜日) |
| (2) 債権者異議申述公告   | 平成23年2月15日(火曜日) |
| (3) 債権者異議申述最終期日 | 平成23年3月15日(火曜日) |
| (4) 株主総会決議日     | 平成23年3月30日(水曜日) |
| (5) 効力発生日       | 平成23年3月31日(木曜日) |

## 6. 今後の見通し

上記内容により、当社の過年度の繰越損失は一掃されることとなります。また、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金処分につきましては、貸借対照表上の「純資産の部」における勘定の振替えに関する処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではないため、当社の業績に与える影響はございません。

なお、上記内容につきましては、平成 23 年 3 月 30 日開催予定の第 21 回定時株主総会で、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金処分に関する議案が承認可決されることを条件としております。

以 上

## Shinoken Group Press Release

<<本リリースに関するお問い合わせ先>>

I R 室 TEL : 092 -477 -0040